

○富山市大沢野高齢者いきがい工房条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第102号

改正 平成17年9月30日富山市規則第295号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市大沢野高齢者いきがい工房条例（平成17年富山市条例第155号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により、富山市大沢野高齢者いきがい工房（以下「いきがい工房」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富山市大沢野高齢者いきがい工房使用承認申請書を条例第2条の2に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日）の20日前から当該使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、いきがい工房の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、いきがい工房の使用を承認したときは、富山市大沢野高齢者いきがい工房使用承認書を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 いきがい工房の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大沢野町高齢者いきがい工房条例施行規則（平成13年大沢野町規則第4号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市規則第295号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。